

平成28年教育委員会第4回定例会会議録

開会日時 平成28年 4月11日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 天宮 久嘉
同職務代理 日高 芳一
委員 杉浦 容子
委員 塚本 亨
委員 大里 豊子
教育長 塩澤 雄一

議場出席委員

・教育次長	坂井 保義	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	加藤 憲司
・統括指導主事	塩尻 浩	・地域教育課長	山崎 淳
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	鈴木 誠		

書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 委員長 天宮 久嘉 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 天宮 久嘉 委員 日高 芳一 委員 塩澤 雄一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

本日の出席委員は定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年教育委員会第4回定例会を開会いたします。

まず、議案の審議に先立ちまして、竹高委員が3月31日をもって任期満了となり、4月1日付、区長から大里豊子氏が教育委員に任命されましたので、ご挨拶を頂きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○大里委員 おはようございます。4月1日より教育委員となりました大里豊子と申します。小・中学校でPTAの本部役員を合わせて8年間務めさせていただきました。また、図書ボランティアなどを通して子どもたちと接してまいりました。今までは、自分の身近なところで自分の目の前にある事柄に対してできることを行ってまいりましたが、このたびこのような機会を与えていただきまして、これからは広く葛飾の子どもたちのために精いっぱい努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、本日の会議録の署名は、私に加えて日高委員と塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、議事日程に入ります。

本日は、議案等はございません。報告事項等が5件、その他が3件です。

まずは、報告事項等1『『かつしかのきょういく』(第130号)の発行について』説明をお願いいたします。

庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、『『かつしかのきょういく』(第130号)の発行について』説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をごらんください。発行予定日5月31日を予定してございます。1面は、「第7回中学生『東京駅伝』大会『チーム葛飾』が総合7位！」です。すばらしい功績を、1面で積極的にアピールしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、2ページ目をごらんください。「平成28年度教育委員会予算概要・主な施策」でございます。また3ページ目の「4月からの学校行事」、この上段を合わせまして、新年度1回目の発行でございますので、施策等について紹介してまいりたいと考えてございます。

続きまして、3ページ目の下段でございます。こちらは「『第3回(平成27年度)かつしか郷土かるた全区競技大会』が開催されました」ということで、写真4枚を使って説明をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、4ページ目でございます。紙面の4分の3程度を活用しまして「朝食レシピコンテスト」、それから「親子の手紙コンクール」の実施について説明をいたします。また、4分

の1ほどを使いまして、葛飾区珠算大会の開催についての掲載でございます。

また5ページ目でございます。上段で「かつしかっ子賞」「かつしかっ子文学賞」「葛飾みらい科学研究コンクール」の受賞者一覧、下段については先日開催されました「第2回かつしかふれあいRUNフェスタの開催結果について」を掲載してまいります。

続きまして、6ページ目と7ページ目の4分の1程度を活用いたしまして、「平成27年度『中学生の職場体験』協力事業所一覧」。7ページ、4分の3程度を活用いたしまして、優秀な教員の表彰の結果を載せていきたいと考えてございます。

続きまして、8ページ目でございます。上段の4分の3程度を使いまして「教育長室から」、それから同じく上段の4分の1程度を使い「教育委員会の動き」です。8ページ目の下段を活用いたしまして「ストリートダンスを見に来ませんか？」ということで、こちらについては新規で掲載してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは「かつしかのきょういく」について何かご質問等ございましたら。

日高委員、お願いします。

○日高委員 ありがとうございます。教育情報がここまで出されていくということは、とてもうれしく思います。区民の意識が変わると思います。

こうして指導室あるいは生涯スポーツ課、生涯教育学習課、あるいは地域教育課、というように、それぞれのジャンルにおいてきちんと出されています。教育委員会の姿そのものも明快に見えてきますし、大変望ましいことだと思います。大いにこの様なPRを区民に啓発する意味でやっていただくことは大変いいことであると思いますので、お力をお尽くしいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、次に報告事項等2の「平成27年度チャレンジ検定の結果について」、説明をよろしく申し上げます。

指導室長。

○指導室長 それでは、「平成27年度チャレンジ検定の結果について」、ご報告させていただきます。1枚目をごらんください。まず、小学校の国語・算数の合格者数の推移について。12月、1月、3月の結果をお示ししております。中学校の国語・数学・英語につきましても同様でございます。

次のページには「体力」の結果をお示ししてございます。なお各教科と体力における全児童・生徒数の違いについてですけれども、転出入やけが等の理由によるものでございます。

それでは「結果の考察」についてお伝えさせていただきます。

まず、「国語、算数・数学、英語について」です。全科目・全学年において、小学校ではほぼ全員が合格し、中学校においても8割以上の生徒が合格いたしました。各校にて、一人一人の児童・生徒を粘り強く支援した結果があらわれたと考えております。

中学校英語は、8割程度の合格率でございました。出題範囲としては、単語と基本文型の暗記といった基礎的・基本的な内容でしたが、アルファベットを正確に表記する指導に重点を置いたため、時間をかけて丁寧に回答する生徒が多くおりました。今後は、解答時間の延長等、生徒が十分に力を発揮できるような柔軟な対応が必要であると考えております。

中学校3年数学は、8割程度の合格率でございました。中3のみ、中3が取り組む中2の「東京ベーシック・ドリル」が存在しないため、区独自で作成し、「中3出題問題集」から出題するという方法で行いました。その結果、他学年よりも難しい問題に挑戦することとなりました。今後は、同様の問題であっても正答率が90%を超えられるよう、指導方法の改善を推進してまいります。

今後は、本取組み等を通して、当該学年の学習内容を着実に積み上げていく指導とともに、わかるまで前学年の学習内容に立ち戻り、繰り返し取り組む等、指導方法の工夫をする必要がございます。

続きまして、「体力について」でございます。

小・中学校ともに、持久走の合格率は全学年94%以上となり、意図的・計画的に持久力を高めることができました。

小学校の短縄、縄跳びでございますけれども、そして鉄棒については、低学年では比較的高い合格率でしたが、中学年になると大幅に減少し、特に鉄棒3年生においては合格率28%となっております。中学年以降の系統的な指導のあり方について研究を深め、指導方法の改善を図ってまいります。

小学校の投げる運動及び立ち幅跳びについては、低学年から7割程度であり、全学年を通して低い合格率となっております。これらの運動について、日常的に運動できるような場の設定を工夫するなど、意図的・計画的に多様な運動技能を高めていく必要がございます。

今後は、小学校における体育の授業での取組みの充実及び「一校一取組」運動等、各校の創意工夫した取組みの一層の推進が必要であると考えております。

続きまして、「教育長による表彰」でございます。

不登校及び日本語指導にも課題がある児童・生徒を除いてその他の生徒が合格した学校は、小学校で20校、中学校で3校となりました。当該校には教育長が直筆で賞状に学校名を書き、学校を訪問し、中心となって推進した教務主任等に直接賞状を手渡ししました。それにより、次年度の検定への取組みに向けて、より一層教員の意欲が高まっております。

最後に、「今後に向けて」でございます。

葛飾スタンダード推進委員会にて、国語、算数・数学、英語の検定日を平成27年度は同日に設定いたしました。それぞれの取組みに対して十分に力を発揮できなかった児童・生徒がいたという課題がありました。

そこで、平成28年度は、各教科の検定実施次期を分散し、一つ一つの教科に集中して取り組むことができるようにいたします。また、各校の時間割に柔軟に対応できるよう、実施日を1日に固定するのではなく、ある程度の期間を設定することといたします。

以下にスケジュールをお示ししました。実施の順番といたしましては、まず5月に中学校の国語を実施し、次に小学校2年生から6年生までが6月に国語を実施いたします。小学校1年生のみ6月に検定を実施することが難しいため、時期をずらしております。2学期に、9月初めに中学校数学。そして11月に小学校算数と、小学校1年生の国語を実施します。3学期、1月に中学校英語を実施し、全ての検定が終了することとなります。また、体力につきましては、平成27年度と同様、年間を通して継続して取り組んでまいります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員のほうから何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 只今、指導室長のお話を伺いました。良い結果となってあらわれたということですね。全体的にはそう思います。各校、個別に見せていただきますと、様々な状況が見えてくると思います。小学校の合格者数の1年生から6年生まで。私は人数に置きかえてみました。

K小学校の3年生、算数で15名達しなかった生徒がいる。国語が14名。4年生が、算数が8名。5年生は8名。6年生が6名、という結果が出ております。またT小学校、6年生の算数で8名の方が達していなかったという状況です。

N小学校の5年生。国語が4名、算数が6名。そして6年生の国語が7名、算数が14名達していなかったということが、私にとっては意外でした。H小学校の6年生。国語5名、算数が7名。N小学校では、5年生国語6名、算数が7名という状況です。H小学校では、3年生算数7名、4年生国語が6名、算数が9名、5年生の国語8名、算数が8名でございましたが、6年生が100%になっております。これは学年の先生方が、努力してくださったことに評価いたします。

それからN小学校、100%ですが、6年生の算数では6名が達しなかったという状況でございます。

このような分析、結果を、次年度にぜひ生かしていただきたいと思っております。

体力を見ますと、やはり鉄棒で厳しい数値が出ております。昔は畳の上ででんぐり返しをしたり、お布団の上で倒立したりという事もやっていたと記憶しておりますが、今の家庭状況を

考えますと、家の中でやることが無いように思います。

現在、幼保小連携をとっております。指導室から、幼稚園・保育園にこの実態をお話していただき、早い時期から体力づくりに取り組んでいただきたいと思います。

具体的に人数で言いますと、特に厳しかったのがK小学校です。立ち幅跳びの3年生は68名が達していません。全種目合格者も4%で、113名マイナスということになっておりますし、個々の人数を見ますと、かなり厳しいです。

高学年、6年生を見ますと、厳しいのは短縄。各学校で40名、50名、103名、10校以上、で厳しい状況が出ております。鉄棒も例えばH小学校は93名が達していないという状況でございます。

中学校の学力ですが、中学校1年生で厳しいのはA中学校、H中学校。2年生で厳しいのはA中学校。英語はO中学校、F中学校、A中学校、T中学校。3年生では、K中学校、英語69名、O中学校が54名、H中学校が46名、T中学校が40名、A中学校が43名、K中学校が57名。

いろいろな状況があると思います。それぞれ地域によって違うことも十分わかっておりますが、これだけの人数の生徒たちが平均に達していないということですが、卒業する間には、全員何とか平均まで到達してほしいと思います。よろしく願いいたします。

全学年が100%達成している学校もあります。どのような工夫をして取り組み、努力されているのか、他校との情報を共有して、自校の課題を分析して、学力向上に努めていただきたいと思います。よろしく願い致します。

中学校の体力で厳しいところはF中学校、K中学校。先生方の協力がいいのか、生徒がここまで達しないのか、校長先生の思いが届かなかったのか、いろいろな状況があると思います。今年度、ぜひ分析結果を参考に体力向上に取り組んでいただきたいと思います。指導室としてどのようなお考えをお持ちでいらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 さまざまなご指摘をいただきましてありがとうございます。

このチャレンジ検定をやって、まず学力関係についてですけれども、当然のことながら100%に届かなかったところ、特に9割に達しなかったところにつきましては、各学校からその状況について、全てその説明ということで上げていただいております。幾つか上がった学校の中には、その学年がやはりちょっと落ち着かない状況であったとかという報告も受けてございます。逆に非常に困難な学校であっても、放課後などに全職員共同して、やり方もゆっくりやったりとか、一問一問やったりとか、さまざまな方法を取り入れた上で何とか子どもに合格をさせたというふうなうれしい報告をしていただいているところもございます。

今後につきましては、何が原因でなぜ達しなかったのかというところをきちんとこちらのほ

うで集約し、その集約したものを定例校長会等でお示ししていきたいと思っております。

また、体力関係で縄跳び、それから鉄棒関係のことなのですが、委員にご指摘いただきました小学校6年の短縄については、その項目というのが二重跳び10回なのです。5年生のときは二重跳び5回という設定をしてございますので、当然、5年生で5回をクリアしないと、6年生で急に10回というのはなかなかこれは困難ではないかと。となりますと、やはり低学年のときから継続的な指導というのが非常に重要になってくると考えてございます。また鉄棒につきましても、小学校3年生の抱え込み回り、小学校4年生が膝掛け振り上げ上がりというような形で、今までは2年生ですと、実はぶら下がった足抜き回りが鉄棒の課題であったものが、3年生で抱え込んで回るとなると、やはりその部分でちょっと難易度が上がりますので、28%というような非常に低い数値にもなってしまいます。さらに4年生で膝掛け振り上げとなると、1回膝を片足だけ上げて、残りの足の反動で上がることとなりますので、これはもう想像するだけでもなかなか難しいかなと思われまます。

体格的にも大きくなってくるお子さんにとってみると非常に厳しい内容であったというようなこともお話を聞いてございます。ただ、食生活等もそうなのですけれども、何が原因でということきちんと分析した上で、だからこそ急にその学年で取り組んでもできないということだと思います。ですから、学校が組織だって確実に低学年のときからその力を身につけていかないと、高学年になって急にできるものではないというようなことが、また改めてわかったような次第でございます。今までお話ししたような内容を、校長会・副校長会、そしてまた、さまざまな機会に教職員にも伝えて、指導してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。私も数字だけを云々と言っているわけではないのです。学校によっては、例えば10人いて、1名のために努力工夫してやっと9名にしたあと1名という学校もわかっております。先生方お一人お一人の努力もわかっておりますが、学力向上、体力向上によりしくご指導をお願いいたします。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 指導室長からいろいろご説明いただいた件、さらに杉浦委員がご指摘いただいた件、全くそのように思うのですが、視点をちょっと変えまして、特に、教育長みずからが賞状を直接手渡しされたという、小学校20校、中学校3校。それは非常にモチベーションが上がる事例だと思うのです。

やはり、校長が1校の長として叱咤激励しながら、子どもたちを少しでもレベルアップ、スキルアップを図ろうというのは、やはり現場の教職員の協力なしにはできないと思います。特

に中心となって推進した教務主任等に直接手渡されたということは非常に画期的なことだと思いますので、杉浦委員からご指摘いただいた点も踏まえて、校園長会の中で何かそこで一生懸命スキルアップができた校長先生方の努力はぜひ校長間で共有し、活用していただきたいのが1点。小・中の連携と幼保小、幼保に関してはなかなか所管事項が違いますので、難しいかと思うのですが、どこかで発信できるような共通事項を指導室がお持ちになって、こんなノウハウを使うと素晴らしい結果が得られること。それにはやはり現場の校長先生の裁量が大きくかわってくるのだと思うのです。4月1日以降に人事異動等々ございましたので、逆に28年度を楽しみにして眺めていきたいと思っておりますので。ぜひ成功された、目的を達成された校長先生方のノウハウは指導室のほうで十分把握をして、もちろん実行に移すのは担当校の校長先生の裁量だと思うのですが、こんな努力の結果が出ましたということをご共有していただいて、葛飾区内の子どもたちが全て、すべからく同じレベルになり進んでいただきたいと思っておりますので、一応発言をさせていただきました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかには何かございますか。

日高委員。

○日高委員 すばらしい分析をいただき、ありがとうございました。私はこの各学校の努力というのは評価していいのではないかと思います。小学校で言うならば90%以上を、やはり力をつけてあげるという学校の姿が見えてくるというのは、これは大変大事だと、こんなふうに思います。もちろん問題もありますね。

少し気になりますのは、小学校の7番。学力を見ていくと、3年生。先ほど杉浦委員もお話のように、3年生の算数が87%。到達していないのが15人。この15人をどうしているのかなと学校は物すごく気にするところなのです。努力をしているのか、していないのかというのは各学校の違いなのです。小学校20校、そして中学3校の、完全に到達したという学校があるにもかかわらず、この状態がある。これはやはり学校にきちんと認識をいただいたほうがいいと私は思うのです。この子どもたちを救えないのか、救えるのか。学年がまた上に上がってしまうと、この子どもたちもまた引きずってしまうのです。

ですから、どこかで一つ、それを達成できたという達成感を子どもたちにはぜひつけていただきたいと、お願いしたいと思います。そういう学校は、幾つかチェックできます。例えば1番の5年生。14名到達していません。杉浦委員もおっしゃっていたように、40番の6年生。14名達成できなかったというあかしなのです。

こういう子どもたちをどうやっていくのかというのは、数値で見えて、分析は確実に可能ということですから、ここは厳しく現状認識を各学校すべきではないかと思います。

それから体力です。持久力いいのですね。これいいと思います。すごくすばらしいなと思

ます。

29番の学校。1年生から6年生まで達成できないのですよね、何も。ゼロですね。

意識が希薄過ぎるのか、鉄棒が無いのか。壊れているのだったらすぐ修理すればいい。こういう意識の問題はやはりきちんと指摘してあげることも大事ではないでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 説明不足で申しわけございません。29番の小学校につきましては、校庭内の施設の改修のために鉄棒が使用できず、全学年実施しなかったという報告を受けてございます。説明が足りず申しわけございませんでした。

○委員長 日高委員。

○日高委員 これは数字に出さないほうがいいかもしれないです。大変失礼しました。

中学は、学力について各学校が意識されたというのは本当にこの葛飾区の取組みのすばらしさだと思うのです。ですが、やはり問題は、例えば11番。2年生を見てください。数学と英語について60名、76名。この子どもたちの学力推進はどうなっていくのか。3月までにこれが終わってしまいますと、いつ、この子どもたちの改善をしていくのか。子どもたちは3年生に引きずり、2年生に引きずるといふ、子どもたちもいるかもしれません。これだけの数が達成できないところを、やはり努力するという学校の組織は重要だと思いますから、啓発はぜひしていただきたいと思います。ヒアリング、プレゼンなどはまさにこういうところから始めないといけないのです。やったかやらないか、結果が出たか出ないかというのは、数値であらわれることですから、そこは厳しくいきたい。ただ、そういう中で中学校3校が全ての教科において達成し、そしてそれを実現したという学校があるという現実には誇らしいことです。ぜひ啓発いただきたいと思います。あわせて教育長は、全てを達成した学校1校1校に回られて、そして一層充実できるように皆さんを励ましていただいたという、こういう行為はめったにない行為なのです。学校はきっと大変な誇りだと思います。ぜひ、そういうこともやりながら、子どもの学力を育てていく方向にいけば、葛飾の教育は確実に上がると思います。

子どもたちが変わってきたという姿を見せるチャンスだと思います。期待したいと思います。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。体力については持久走がついてきたというのは良いことだと思います。確かに投げる運動は、我々のときは「侍ジャイアンツ」だとか「巨人の星」だとか流行っていましたから、しょっちゅう子ども同士でボールを投げていましたね。今はサッカーとかですから、投げる機会もないのかもしれないですね。難しいところですがけれども、いいところを伸ばしていく方向で頑張ってもらいたいと思います。

続きまして「学校の運動会等における安全対策について」説明をお願いいたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、「学校の運動会等における安全対策について」、ご説明させていただきます。新聞等で報道されていますように、学校の運動会における「組み体操」の安全対策について、文部科学省及び東京都教育委員会が今後の方針を定めました。

指導室といたしましても、区内小学校の運動会の「組み体操」等にかかわる事故の状況を鑑み、以下のとおり「組み体操」等の安全対策を図るとともに、事故の未然防止に向けた適切な対応をしてまいります。1点目は、組み体操の実施については、各学校の判断といたします。

実施に当たってはねらいを明確にし、改めて計画を作成するとともに、安全管理体制について見直します。また平成27年度に「組み体操」に関する事故が発生した学校については、計画及び安全対策について見直すとともに、実施の可否についても検討を行います。

2点目は、実施種目については、別紙に定めたとおりとします。児童・生徒の実態に即して計画するとともに、小学校ではタワーは2.5段、ピラミッドは4段まで。中学校ではタワーは3段、ピラミッドは5段までとし、できないと判断される場合には実施を見合わせます。

3点目は、以上については保護者への説明を行い、理解と協力を得るようにします。

4点目は、あらゆる体育的活動においても万全の安全対策を講じるとともに、児童・生徒の発達段階に応じた安全指導等により、安全のための身体能力の向上や、危険予測・回避能力の育成を図ります。

今後、「組み体操」を実施する予定の学校には、計画書を提出させます。また、4月下旬の小学校体育実技研修会におきまして、「組み体操」に関する実技研修を予定しております。「組み体操」を実施する学校につきましては、1年以上参加する予定です。以上の取組みを通し、児童・生徒の安全対策の徹底を図ってまいります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それではこの「組み体操」につきまして、ご意見などございますでしょうか。

大里委員。

○大里委員 息子が中学生なのですが、息子の通う中学校でも5月に運動会が行われます。先週、新年度が始まりまして、保護者会がありました。その際に、校長先生から「組み体操」についてもお話がありました。タワー3段、ピラミッド5段で実施するというお話でした。

杉浦委員も先ほど体力検定のところで現代の子どもたちの体力についてお話されておりました。葛飾区につきましては、全面禁止ではなく各学校の判断で、「組み体操」を行えるということです。家庭でも生活から見直しをし、向上しますように、長い目で期待していきたいところかと思えます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかには何かございますか。

日高委員。

○日高委員 ありがとうございます。やはり押しつけでないほうがいいですね。子どもたちの卒業式の答辞や、呼びかけの中に、この「組み体操」が「成功してよかった」という呼びかけがあるのです。あれを聞くとやはり、「けがをする人が多かったですからやめました」という、これでは何のための健全育成なのかわからないのです。けがをするからしないような工夫をしましょうというのでしたらわかるのです。多くの自治体で『組み体操』はやりません」とはっきり表明したところも多くあります。お隣の県でもそうです。

葛飾区は、学校はこれをどう防止しながら継続していくかという視点ですから、私は大変望ましい決定だと思います。危険だからだめだと言う。何がだめなのかということを確認していません。けがをしたからだめ。それだけでは理由にならないのです。けがをしないような工夫をすればいいのです。

先ほどの報告事項等の体力テストの結果にもつながります。この体力テストは実は基本になっているのです。人を支えることができるか、自分の体を支えられるか。支えられないからみんなけがをしているわけです。ですから、こういうことを、やはりそのときだけではなく、徐々に力を蓄えさせて、そして総力、みんなでバランスをとりあって力を尽くす「組み体操」ができるようになることが望ましいわけです。そういう意味では、あまり高さに挑戦することではなく、安全を第一にしながら成功させようという、私は葛飾の取組みは、まさに教育的だと思います。もちろん各学校、保護者の皆さんにもきちんと説明することは大事だと思いますので、何回となくこういうことを校長会でもぜひ話題にさせていただきたいと、お願いしたいと思います。

○委員長 ピラミッド、タワーにつきましては、保護者でも両極端です。体幹がしっかりした子どもの親御さんはやるべきだと言いますし、弱い子の親御さんはやめてほしいという意見を聴きます。単に中止という形ではなく、各学校においてけがをしないような形でやるという方法が、一番いい形なのではないかと思います。

杉浦委員。

○杉浦委員 運動会での「組み体操」、保護者も子どもたちも目の輝きが違います。子どもたちに成功させるというプロセスをずっと見届けている。本当に運動会の一つの圧巻かと思っております。他自治体では、中止と決めたところもありますが、葛飾区は安全対策をきちんとしていくということで、今回、継続して行っていくと決めていただきました。私が見た運動会では、先生方が10人くらい周りに張りついている学校もありましたし、東金町小学校は女性の体育の先生が、そのタワーの真ん中に入って、周りを支えながら、やっていました。タワー完成時には、児童も保護者も喝采、大拍手。私も熱いものがこみ上げてきました。今後とも、子ども一人一人の体幹をしっかりさせるような体力をつけるようにご指導させていただきたいと思います。

今回の安全対策大賛成です。よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等3を終了いたしまして、続きまして報告事項等4「中学校における特別支援教室モデル事業のモデル地区への指定について」説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは「中学校における特別支援教室モデル事業のモデル地区への指定について」、ご説明させていただきます。

まず、「概要」についてでございます。葛飾区教育委員会では、東京都教育委員会の計画に基づき、この4月より全ての小学校において特別支援教室を導入いたしました。このたび、中学校における特別支援教室の導入について、東京都が特別支援教室モデル事業を平成28年度から実施することを示しました。そのモデル事業のモデル地区として葛飾区が指定を受けることとなりましたので、本日、ご報告するものでございます。なお葛飾区は平成30年度の本格導入を目指し、モデル事業に取り組んでいく予定でございます。

本モデル事業の「実施期間」は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間となっております。

「検証内容」についてです。中学校に特別支援教室を導入するに当たり、1、小学校の特別支援教室との円滑な接続を目指した巡回指導による支援体制等のあり方。2、教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題への対応。そして3、生徒一人一人の障害特性に応じた進学指導を含めた相談機能のあり方等について、中学校特別支援教室モデル事業検証委員会を設置し、検証を行ってまいります。

「今後の予定」についてです。本事業の検証委員会として、5月には第1回、その後10月、2月と年3回程度予定しております。また本モデル事業について、第2回定例会へ補正予算案を提出する予定でございます。9月には保護者へのモデル事業の周知を行ってまいります。対象につきましては、今年度特別支援教室で指導を受けている小学校6年生とし、特別な支援が継続して必要である児童が、平成29年度の中学校特別支援教室での指導に円滑につなげるようにすることを、モデル事業における検証を予定しております。したがって、保護者説明会につきましても、平成29年度中学1年生となる児童の保護者を対象として考えております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

委員の皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、続きまして報告事項等5「柴又地域文化的景観の重要文化的景観選定に向けた取組状況について」の報告をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、報告事項等5「柴又地域文化的景観の重要文化的景観選定に向けた取組状況について」、ご報告させていただきます。昨年4月の本委員会におきまして、柴又地域文化的景観に係る調査結果ということで、600ページほどの葛飾・柴又地域文化的景観調査報告書の概要を説明させていただきましたが、今回はそれを踏まえまして、国に対する重要文化的景観選定に係る申し出に向けた、その後の取組み状況についてご説明するものでございます。1の「経過」及び2の「柴又地域文化的景観の価値と範囲」につきましては、昨年4月の調査結果報告のおさらい的な内容になってまいりますけれども、よろしくをお願いいたします。

では「柴又地域文化的景観の重要文化的景観選定に向けた取組状況について」の資料をごらんください。

まず、1の「経過」でございます。平成17年4月の改正文化財保護法の施行によりまして、文化的景観が新たな文化財のカテゴリーとして誕生し、その中でも地方自治体による保存の措置が講じられているもので、特に重要なものにつきましては、国に対する申し出により重要文化的景観として選定されることになりました。

柴又地域につきましては、法改正時の文化庁の調査によって、その文化的景観が評価されたこともございまして、教育委員会では、将来のまちづくりや国に対する重要文化的景観選定に係る申し出につなげるため、平成22年度に予備調査、平成23年から26年度の4カ年で本調査を実施し、昨年、平成27年3月に先ほど申し上げました「葛飾・柴又地域文化的景観調査報告書」として取りまとめたものでございます。

続きまして、2の「柴又地域文化的景観の価値と範囲」でございます。

さきの調査で明らかとなりました価値につきましては、記載のようにかつて大都市近郊に偏在していた都市形成の一つの典型であり、現代にあってもその都市構造を継承し、生業を基礎とした独特の情緒ある景観を強く保ち、発展させてきたという点で他に例がなく、それが有名映画の舞台として取り上げられ、多くの人々の胸に刻まれている極めて貴重な文化的景観であるというものでございます。

「範囲」でございますけれども、地形及びそれに則した歴史的な土地利用の観点から、第1のリングである「帝釈天題経寺及び門前からなる空間」、第2のリングである「帝釈天題経寺と門前を支えたかつての農村部（微高地）空間」、及び第3のリングである「大都市近郊の低地開発の歴史を伝える空間」という三つの空間から構成されておきまして、これら三つの空間は、それぞれ独立した景観を示しながらも、一体となった領域を形成してきた経過があり、現在においても生業・信仰・交通・開発など密接な関係を保ちながら柴又地域の文化的景観を形成しているというものでございます。

資料を2枚めくっていただきますと、資料2枚目の裏面でございますけれども、別紙1としてカラー刷りの「柴又地域文化的景観の範囲（案）」がございます。そちらに緑色の濃い部分、やや色の濃い部分、それから薄い部分とございまして、それぞれが先ほど申し上げました、第1のリング・第2のリング・第3のリングのエリアを示しており、これら三つのリングを合わせましたエリアが、柴又地域文化的景観の範囲として文化的景観保存計画の対象範囲にしようと考えているものでございます。

資料本文の2ページをごらんください。

続きまして、3の「重要文化的景観選定に係る申出に必要な基準」でございます。

重要文化的景観につきましては、冒頭申し上げました文化的景観の誕生のところとも絡んでまいりますけれども、文化財保護法に、地方自治体が定める景観法に規定する景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして、当該地方自治体はその保存のために必要な措置を講じているもののうち、特に重要なものを当該地方自治体の申し出に基づいて文部科学大臣が選定すると定められております。このうち、2番目に申し上げました、文部科学省令で定める文化的景観の保存のための必要な措置に関する基準に関しましては、3に記載のような内容となっております。

また、そうした保存のための措置を講ずる前提となります、景観法に規定する景観計画区域、または景観地区内にある文化的景観という部分に関しましては、その事務処理等に要する時間等との兼ね合いから、現在の景観行政団体である東京都から景観行政事務を移管して葛飾区が景観行政団体として柴又地域の景観計画を作成するという前者の方法ではなく、柴又地域の景観地区につきまして都市計画決定を行うという後者の方法により対応していきたいと考えているところでございます。

続きまして、4番の「重要文化的景観選定に係る申出に必要な基準の検討体制」でございます。

平成29年度に国に対して重要文化的景観選定に係る申出を行いたいということで、平成27年度は「柴又地域文化的景観検討委員会」を立ち上げ、さらにその検討委員会メンバーのうち実務を担う関係者によって構成する作業部会の作業も必要に応じて加えながら、申し出に必要な基準を満たすために柴又地域文化的景観の調査結果をもとに文化的景観保存計画策定等の検討を進めてまいりました。なお、その検討委員会のメンバーにつきましては、さらに1枚めくっていただきまして、資料3枚目の表面になりますけれども、別紙2をごらんください。

続きまして、5の「平成27年度における検討の到達点」でございます。

これにつきましては項目の3で記載しました、「重要文化的景観選定に係る申出に必要な基準」の一つとして定められております、「文化的景観保存計画」のうちの①の位置及び範囲、②の保存に関する基本方針、それと⑥の重要な構成要素の部分を、検討委員会において確認しま

した。①の位置及び範囲、それから⑥の重要な構成要素につきましては、それぞれ案となりますけれども、資料2枚目の裏面の、先ほど申し上げましたカラー刷の別紙1、それから資料3枚目裏面及び4枚目表面の別紙3の「柴又地域文化的景観の重要構成要素一覧(案)」のとおりでございます。

また2の「保存に関する基本方針」でございますけれども、ここに記載の「調和の取れた土地利用」と「文化的景観の特徴を示す構成要素の保存と継承」に努めるとともに、地域の人たちの「伝統的な生活・生業の継承と発展」を支援していく、文化的景観の基盤をなす地域コミュニティの活動支援や協働を推進し、保存のための具体的な支援制度や文化的景観の価値や観光資源としての魅力を高めるための整備を進めていくということにつきまして、検討委員会で確認をしたところでございます。

資料本文の3ページをごらんください。

最後に6の「平成28年度取組予定」でございます。

一つ目は文化的景観保存計画の策定の完了でございます。資料本文2ページの3に記載した「重要文化的景観選定に係る申出に必要な基準」の一つとして定められました。「文化的景観保存計画」の策定のうち、まだ確認途上である、③の保存に配慮した土地利用に関する事項、④の整備に関する事項、それから⑤の保存するために必要な体制に関する事項について、基本方針をもとにさらに検討委員会で検討・整理し、保存のためのルールとの調整を図りながら文化的景観保存計画を完成させてまいりたいと考えております。

二つ目でございますけれども、「対象範囲の人たち及び重要な構成要素(案)所有者の同意取得」でございます。

対象範囲の地権者を含めました地域の人たちに対して説明会を実施することにより、重要文化的景観に選定されることの意義などについて、理解と同意を得ていきたいと考えております。その際、個人単位ということだけではなくて、自治町会等の団体を単位として、理解と同意を得ることも視野に入れて対応していきたいと考えております。さらに重要な構成要素(案)の所有者に対しましては、その所有しているものを重要な構成要素と位置づけることの意義などについて個別説明を行うなどして、理解と同意を得るよう対応を考えていきます。

その手始めといたしまして、連休明けの5月中旬以降を予定しておりますけれども、重要な構成要素(案)所有者等の関係者を対象としました説明会を開催したいと考えているところでございます。

三つ目は「保存のためのルール作り」でございます。さきに申し上げました、柴又地域の景観地区の都市計画検討を行うという方法で、規制可能な建築物に加えまして、そうした方法では規制し切れない工作物ですとか、開発行為等についても、文化的景観保存のために必要な規制を行えるよう、基本方針をもとに都市整備部と連携しながら景観法等に基づく条例を制定す

るなどして、具体的なルール作りを進めていきたいと考えております。その際にも、地権者等に対する説明会等を実施して、その理解と同意を得るように対応していきたいと考えております。

これらの取組みは、それぞれ独立したものではなくて、関連し合うものだとして理解しておりますので、関係者と十分な連携と調整を図りながら効果的かつ効率的に進めて、予定どおり平成29年度には国に対して重要文化的景観選定に係る申出を行えるように取組みを進めていきたいと考えております。また、今後の取組状況につきましても、適時、適切に本委員会にご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、本日、お手元に配付いたしました、2種類の資料、冊子とパンフレットでございますけれども、「葛飾・柴又地域文化的景観調査報告書 概要版」は先ほど申し上げました昨年3月の報告書のエッセンスを概要版として取りまとめたものでございます。それから、「葛飾・柴又の歴史と文化を後世へ」と題しましたパンフレットは、より多くの人たちに葛飾・柴又地域の文化的景観の特徴や価値を知ってもらい、あわせて国の重要文化的景観選定に向けた取組みについても理解を深めてもらうために作成したものでございまして、説明会ですとか、周知のための事業などで有効活用を図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ご説明ありがとうございました。

今回、文化財保護法の一部改正で、文化的景観ということで、この柴又地域が選ばれて、大変うれしく思います。教育委員会の代々の部長・次長・課長さんが、委員長・副委員長として支援してきましたことを評価いたします。学識経験者の東京大学教授の伊藤先生初め、多くの有識者の方々に努力していただき、調査していただいた結果、今回、文化的景観保存のため、必要な規制をしていくことに決定した次第です。

今、お話がございましたように、都市計画の決定、具体的な手続、整備等これから進めていくわけです。

また、この概要版の4ページ序章の中に、葛飾「区政80年とモダニズムの100年はいうまでもなくぴったりと重なった時代であり」と記載されております。その転換期に葛飾区が文化的景観という新しい制度に取り組んで、こうした膨大な調査の知見が得られたことは極めて意義深いものを感じます。また下のほうに、「葛飾柴又において、この試みが行われたことが画期的である。都市史の立場からこの調査にかかわるもの1人として、この画期性は特に強調しておきたい点である」という文言が序章に書かれておりますけれども、こういった地域にかかわる

ことができ、また保存のために必要な規制が整備されることを教育委員会として見守っていきたいと思います。

以上です。

○委員長 私が日常的に居住している場所ですが、今回は本当に変わった視点からいろいろな学識者の方から調べていただきまして、知らなかったことがとても多かったです。

わたしは第1のリングの帝釈天の参道におりますけれども、第2のリングというのはいわゆる住宅地というものも入っておりますので、当然、これは住民説明というものが大切になるかと思えます。5月から説明するという形ですけれども。ぜひよろしく願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 今、天宮委員長からお話がありましたように、住民説明会で理解を得ることが大事だと思っております。先ほど杉浦委員からは、非常に期待しているというお言葉をいただきましてありがとうございます。都内で初の試みということですので、ぜひ予定に遅れないように頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きご支援のほどお願いしたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

塚本委員。

○塚本委員 只今、委員長、また生涯学習課長からもご説明いただいたのですが、特に第2のリング以降での方の期待、また昨年来行われています「寅さんサミット」等、葛飾のまちおこし、区おこしの中で非常に大きなアイテムだと思います。ただし、それぞれの歴史がある建物の維持管理という部分もあわせて文化財指定という部分では、やはり手当を十分厚くしていきまないと、スポットに入ったのはいいのだけれども、自己負担が増してしまうと、下世話な話なのですが、その辺も十分考慮した中で第2のリング、第3リングの方にもご説明していただかないといけないかと思って1点だけお話しさせていただきました。

○委員長 生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 塚本委員のお話しは、まさにそのとおりでございます。指定されることが負担につながってしまうというのは、お互い本意ではないということもございます。制度の部分では特に助成を出すですとか、現状を踏まえて十分に相談しながら、現実的な対応をどう進めていくかということをきちんとやっていくように記されておりますので、その辺の体制も含めて、今後の検討課題かと認識をしておりますので、よろしく願いします。

○委員長 余談ですが、昨日、この役員会がありました。賛否両論ありました。そんなものうちはいない、という方もおります。でも、先日、港区で東京タワーの見えるビューポイント、そこを何か所か設定して、そこからは高い建物を建てさせないというような条例をつくったそうなのです。これからはますます景観というものに重きが置かれると思えます。

そのほか、ご意見よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○委員長 それでは、報告事項等を終了します。

ここで、その他ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは続きまして、「その他」の事項に入らせていただきます。

庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、本日の「その他」は、3件でございます。

まず、資料配付でございます。(1)「人事発令」でございます。表面に主に転入者、それから裏面に転出者ですとか、退職者等を載せさせていただきました。委員会終了後、転出者については紹介させていただきます。

続きまして、「教育委員会組織図」「所掌事務」の一覧の主な項目を載せさせていただいております。教育委員会の組織全体を把握できるものですので、後ほどごらんおきください。

続きまして、事務局の「幹部職員名簿」それから「係長級職員名簿」、「座席表」を配付させていただいております。こちらについては何か不明の点等、お問い合わせいただく際にご活用いただければと思います。

続きまして(2)でございます。「平成28年度周年行事実施校一覧」でございます。

本年度につきましては、西小菅小が11月5日、松上小が12月10日の2校となっております。

続きまして(3)「平成28年度『子どもまつり』の実施について」でございます。

(3)にございますように、4月24日の日曜日、9時半から午後3時を予定してございます。

会場は、例年どおり都立水元公園でございますのでよろしくお願い申し上げます。別紙として放射線測定の結果と、会場案内図を添付させていただいております。

続きまして(4)でございます。「かつしか区民大学情報誌『まなびぷらす』V o 1 . 18」号を配付させていただくとともに、(5)「『スポーツ推進委員だより』N o . 67」を配付させていただいております。

続きまして、2の教育委員会の出席依頼でございます。こちらについては件数が多いので後ほど調整をさせていただきます。

3、次回以降の教育委員会の予定が掲載してございますので、後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、平成28年教育委員会第4回定例会を閉会とさせていただきます。
お疲れさまでした。

閉会時刻 11時10分